

新型コロナウイルス感染症に係る使用料減額のお知らせ

(令和2年7月15日(水)～令和3年3月31日(水))

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、阿倍野区民センター利用者の皆様には、感染症対策にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、ご利用の際には、参加人数の制限や参加者間の距離確保等、感染症対策を実施することを前提に使用いただくなどご負担をおかけしており、このたび、利用者の皆様の負担軽減を図る観点から、7月15日(水)から来年3月31日(水)までの間に阿倍野区民センターを利用される全ての利用者の方々に対して、使用料(附属設備の使用料は除く)の5割を免除する措置を実施することにしたので、お知らせします。

【使用料5割免除対象となる方】

- 参加人数の制限や参加者間の距離確保等、感染症対策を実施することを前提に使用いただいた方
- ・7月15日以降令和3年3月31日の利用で、既に使用料を納付いただいている方は、使用日当日以降、5割を還付させていただきます。
- ・7月15日以降令和3年3月31日の利用で、新たに申請される方は、申請後、納付期限までに一旦使用料を全額納付いただき、使用日当日以降、5割を還付させていただきます。

【還付金の受け取りには、申請者もしくは当日責任者の印鑑が必要です。必ずご持参ください。】

※なお、予約後にキャンセルを申し出られ、使用されなかった場合は、上記使用料5割免除対象に該当しないため、使用料5割免除の適用はありません。

申込み、感染症拡大防止対策の実施についてなど、ご不明な点等ございましたら、お電話にて問い合わせいただきますようお願いいたします。

市民の皆様には、感染症拡大防止に引き続きご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。